

## 第7回大空町農業委員会総会議事録

令和5年12月25日 第7回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	11番 増子昭雄	13番 佐々木経一
14番 森英章	15番 仲西政克	19番 岡本シゲ子
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

#### (2) 欠席者

12番 真鍋剛	16番 高橋敬義	17番 小里昭博
18番 追分敏行		

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
主事補 中村遥樹		

第7回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第7回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、皆様よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、師走を迎え何かとお忙しい中、また足元の悪い中での第7回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、農地のあっせん・賃貸借の更新など、事務局員の皆様はあっせん会の準備・書類の作成など、お忙しい日々ではなかったかと思っております。</p> <p>去る11日には、網走にて農業者年金協議会の研修会、22日には小清水にて斜網地区農業委員会研修会が行われました。出席された委員の皆様大変ご苦労様でした。</p> <p>さて、本年は融雪が早く進みまして、春作業が平年と比べまして順調に進んだのではないかと思っております。7月中旬以降は記録的な猛暑が続きましたが、秋小麦・春小麦の収穫は順調に行うことができたのではないかと思っております。ですが、その猛暑のせいもありまして、玉葱の日焼け、搾乳牛の乳量減少、ビートの褐斑病、豆類、馬鈴薯におきまして、高温により品質が低下してしまいました。このことによりまして、本年は、農家経済におきましては厳しい年になったのではないかと思っております。今日は25日で、あと1週間ほどで新しい年になりますが、気持ちを新たにして、皆様とご家族がご健勝で良き新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>11月24日開催の第6回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p>

石田会長	<p>(活動状況報告説明)</p> <p>ただ今より第7回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時08分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
石川局長	<p>ただいまの出席委員は、20名であります。 真鍋委員、高橋委員、小里委員、迫分委員は欠席となっております。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計61件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、15番仲西政克委員、19番岡本シゲ子委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b> この件につきましては、今まで賃貸借を行っていた当該農地について、借主へ売買を行うものでございます。そのため図面につきましては省略させていただいております。 農地法第3条第2項の許可ができない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。</p>

石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川局長	<p><b>【議案第1号所有権移転関係2番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、一反当たりの単価が一般的な実勢価格よりも高額な表示となっております。この件につきまして補足をさせていただきます。</p> <p>当該地の実情につきましては、ほぼ宅地の状態でございます、この3筆それぞれに一部農地を含んでいる状態であるということから、今回、議案審議の対象とさせていただいたものであります。</p> <p>皆様ご承知のとおり、農地法の規定上、その筆内に少しでも農地を含んでいる場合は、その筆を農地とみなしまして農業委員会の許可を要することという制度とされてございます。農地法3条の許可要件につきましては、周辺の農地利用に影響を与えないことという地域との調和要件規定がございまして、これがこの3筆が純粋に農地である場合ですと、著しく実勢価格より乖離した取引価格については、これを許可できないというような規定がございまして。しかしながら、今回のケースに限っては、この3筆のそれぞれの一部分が農地部分であるということ、大半が宅地利用部分であることから、宅地取引部分も価</p>

	<p>格に含んでおりました、今回のこの価格が一概に地域の農地の相互利用、周りの実勢価格や農地調整において影響を与えるというケースではないと事務局としては判断できるかと思っておりますので、この点を補足させていただきたいと思っております。</p> <p>この案件につきましては、譲受人の経営規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、図面の1ページに当該農地を記載しております。図面に3筆ございますけれども、それぞれの筆に、ほんの一部分、農地が含まれていることから今回議案としてお載せしているものでございます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の規定ができない項目に該当していないと判断いたしますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係3番及び4番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第1号所有権移転関係3番及び4番朗読】</b></p> <p>こちらの案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件と</p>

	<p>なっております。図面につきましては、2ページに掲載をしておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、共に農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係3番及び4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、貸主の離農に伴う新規案件でございます。</p> <p>図面につきましては別冊位置図3ページ、4ページのとおりとなっております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可ができない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番および2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係1番および2番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事補	<b>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】</b> この件につきましては、親から子への経営移譲に係る案件でござい ます。そのため図面につきましては省略させていただいております。 農地法第3条第2項の許可ができない項目に該当していないことを 確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用 形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 4 番朗読】</b> この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっており、そのため図面の方も省略をさせていただいております。農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)



石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	<p>【議案第1号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、5ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	<p>【議案第1号利用権設定関係6番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面の方は省略をさせていただいております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと</p>

	<p>を確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係7番朗読】</b> この案件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面の方は省略をさせていただいております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形</p>

	<p>態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 7 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求め ます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 8 番朗読】</b> この案件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸 借案件となっております。そのため図面の方は省略をさせて いただいております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していな いことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお 願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり です。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け 、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思 われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号利用権設定関係8番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。          暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。          次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。          所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。          事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。第1地区農業委員さんによりまして、12月8日にあっせん会を実施してございます。図面につきましては別冊位置図6ページのとおりとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることになっておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号所有権移転関係 2 番朗読】</b> この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となつてございます。11月17日に第5地区農業委員さんによりあっせん会が行われてございます。図面につきましては、7ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p>

	以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について、質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 2 号所有権移転関係 3 番朗読】</b> この案件につきましては、今まで譲受人が借り受けて耕作をしており ました土地を売買する新規案件となっております。11月28日 に第 5 地区農業委員さんにより、あっせん会が行われてございます。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合している ことを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用 形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 3 番について、質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 3 番について採決します。

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係4番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号所有権移転関係4番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、今まで譲受人が借り受けて耕作しておりました土地を売買する新規案件となっております。11月28日に第5地区農業委員さんにより、あっせん会が行われてございます。</p> <p>なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係4番について、質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係5番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>

仙石主事	<p><b>【議案第2号所有権移転関係5番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。12月7日に第5地区農業委員さんによりあっせん会が行われております。図面につきましては、8ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係5番について、質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては別冊位置図9ページのとおりとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>



石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事補	<b>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</b> この件につきましては、貸主の離農に伴う新規案件でございます。 第1地区農業委員さんによりまして12月8日にあっせん会を実施し てございます。図面につきましては別冊位置図10ページのとおりと なっております。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合している ことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。

石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係3番から5番までについて、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事補	<b>【議案第2号利用権設定関係3番から5番朗読】</b> この件につきましては、貸主の離農に伴う新規案件でございます。第1地区農業委員さんによりまして12月8日にあっせん会を実施してございます。図面につきましては別冊位置図11～14ページのとおりとなっております。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合することを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いしま

委員長	<p>す。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 3 番から 5 番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 番から 5 番までについて採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番及び 7 番について、貸主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】</b> この件につきましても、貸主の離農に伴う新規案件でございます。 第 1 地区農業委員さんによりまして、12 月 8 日にあっせん会を実施 してございます。図面につきましては、別冊位置図 15・16 ページ のとおりとなっております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合している ことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形</p>

	<p>態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番及び 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番から 1 1 番までについて、借主が同一です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番から 1 1 番朗読】</b> この件につきましては、受け手の経営移譲に伴い借主名を後継者に 変更するものでございます。そのため図面につきましては省略させて いただいております。 なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に全て適合している ことを確認しておりますのでご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形 態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 8 番から 1 1 番までについて質疑に入ります。 す。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番から11番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	12番から36番までの案件につきましては、農地更新及び新規の案件となっております。こちら全て11月27日・28日及び12月5日におきまして、第5地区農業委員さんによりあっせん会を実施しております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。 なお、更新案件については図面を省略しておりますのでご了承下さい。 それでは12番から説明させていただきます。  【議案第2号利用権設定関係12番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、17ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係13番及び14番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係13番及び14番朗読】</b> これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係13番及び14番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係13番及び14番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで、10分間の休憩とします。 <p style="text-align: right;">(午後4時09分)</p> (休憩中)
石田会長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 <p style="text-align: right;">(午後4時21分)</p> 次に利用権設定関係15番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係15番朗読】</b>  この案件につきましても、更新案件となります。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係15番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第2号利用権設定関係15番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に利用権設定関係16番から19番までについて、貸主が同一で  すので、一括して提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係16番から19番朗読】</b>  これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件とな  っております。図面につきましては、18ページから21ページまで  に掲載をしておりますので、ご確認ください。  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いしま  す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形  態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係16番から19番までについて質疑に入  ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係16番から19番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係20番及び21番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係20番及び21番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましては、更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係20番及び21番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係20番及び21番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係22番から25番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係22番から25番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましても、全て更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係22番から25番までについて質疑に入り</p>



	ます。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係22番から25番までに て採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係26番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係26番朗読】</b> この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係26番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係26番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係27番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係27番朗読】</b> この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係27番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係27番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係28番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係28番朗読】</b> この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係28番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係28番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係29番及び30番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係29番及び30番朗読】</b> これらの案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係29番及び30番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係29番及び30番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係31番及び32番について、貸主が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係31番及び32番朗読】</b> これらの案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係31番及び32番について質疑に入ります。 す。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係31番及び32番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係33番及び34番について、貸主が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係33番及び34番朗読】</b> これらの案件につきましても更新案件となります。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 3 3 番及び 3 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番及び 3 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番朗読】</b> これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、2 2 ページから 2 4 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番について採決

委員	<p>します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、新規案件となっております。あっせんの申し出を受けまして、11月27日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議をいたしましたところ、公社への買入協議要請が適当と至ったところでございます。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、本郷地区の〇〇氏となっております。図面については、25ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第3号2番朗読】</b> この案件につきましても、新規案件となっております。あっせんの申し出を受けまして、11月28日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議いたしましたところ、公社への買入協議要請が適当と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号2番について採決します。

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第4号所有権移転関係1番から3番朗読】</b></p> <p>1番の案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との買入に係る案件でございます。本年11月の総会において議決をいただいております。</p>
仙石主事	<p>2番3番の案件につきましても、同じく農地保有合理化事業に伴う農業公社との買入に係る案件でございます。先月の11月の総会で買入協議の要請について議決をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番から3番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号所有権移転関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、所有権移転関係4番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第4号所有権移転関係4番朗読】</b>  この案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売り渡しに係る案件となっております。以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第4号所有権移転関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり</p>



	<p>申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第5号1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、12月14日に第5地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては26ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、12月14日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第5号2朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、12月5日に第5地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては27ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、12月5日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年12月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b></p> <p>以上です。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後5時03分終了)</p>

